

よさこい高知文化祭 2026 高知県実行委員会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金（以下「負担金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的及び対象事業)

第2条 県は、「よさこい高知文化祭2026」を開催するために組織された、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で負担金を交付する。

(負担金の額)

第3条 前条に規定する事業（以下「負担事業」という。）の負担金の額は、定額とする。

(負担金の対象経費)

第4条 負担金の対象経費は、実行委員会が実施する事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を含む）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費その他事業の目的及び効果から知事が特に必要があると認める経費とする。

(負担金の交付の申請)

第5条 実行委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による負担金交付申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(負担金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、負担金を交付することが適当であると認めたときは、負担金の交付額を決定し、別記第2号様式により実行委員会に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(負担の条件)

第7条 実行委員会は、負担金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の目的の達成に影響を与える事業内容の変更を行う場合又は負担事業を廃止しようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業内容変更（廃止）申請書（以下「変更等申請書」という。）を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出について

の証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (5) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 負担事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 県税の滞納がないこと。

（前金払の請求）

第8条 実行委員会は、負担金の前金払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第9条 知事は、必要があると認める場合は、実行委員会に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 実行委員会は、負担事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（負担金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 知事は、負担金の交付の決定をした場合において、天災地変その他負担金の交付の決定後に生じた次の各号のいずれかの事情により、交付金を交付することが適当でないと判断したときは、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、負担事業の当該取消しに係る部分に関し既に負担金が交付されているときは、期限を定めて負担金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由なく、第9条の規定による報告をしないため、負担事業の内容の確認ができないとき。
- (3) 実行委員会が別表に掲げるいずれかに該当したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（グリーン購入）

第12条 実行委員会は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報開示)

第13条 負担事業又は実行委員会に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第7条第4号から第7号まで、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条、第7条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地
委員会名
代表者名

令和 年度よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金交付申請書

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり負担金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 負担金交付申請額 円
- 2 事業収支予算書（別紙のとおり）
- 3 事業計画書（別紙のとおり）
- 4 県税の納付等について（該当するものに☑をしてください。）
 - ☐ 県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。
 - ☐ 県税の納付義務はありません。
 - ☐ その他（ ）

第2号様式（第6条関係）

高知県指令 高知〇〇第 号

負担金交付決定通知書

様

令和 年 月 日付けで申請がありました令和 年度よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金については、下記の条件により金 円を交付することに決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高 知 県 知 事

記

遵守事項

この負担金に係る規則、要綱等の規定に従うこと。

第3号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地
委員会名
代表者名

事業内容変更（廃止）申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金に係る事業について、下記のとおり内容を変更（廃止）したいので、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

記

- 1 事業内容変更（廃止）事項及び理由
- 2 事業費変更予算書（別紙のとおり）
- 3 事業計画書（別紙のとおり）

第4号様式（第8条関係）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、令和 ____年度よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金前金払として

記

負担金額 _____ 円

既交付済額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

差引残額 _____ 円

上記のとおり請求します。

令和 ____年 ____月 ____日

申請者
所在地

代表者名

<振込先>

_____ 銀行 _____ 支店 _____ 口座番号（普通）

高知県知事

様

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地
委員会名
代表者名

令和 年度よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金実績報告書

よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会負担金交付要綱第10条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 負担金交付決定額 円
- 2 予算及び決算書（別紙のとおり）
- 3 事業実績概要（別紙のとおり）
- 4 事業完了年月日 令和 年 月 日